

今後の年金給付水準の見通し

報酬が低いほど給付水準低下の影響大

政策調査部主席研究員

堀江奈保子

03-3591-1308

naako.horie@mizuho-ri.co.jp

- 2020年度の夫婦の標準的な年金額は22.1万円、所得代替率は62%である。現在、年金の給付水準の抑制が進められているため、将来の所得代替率は当面の間は徐々に低下する
- 2019年の財政検証結果に基づき、厚生年金世帯の将来世代の給付水準を確認すると、現役時代の収入が低いほど給付水準抑制の影響が大きく、現在より年金格差が拡大する見通しである
- 将来世代の年金額確保に向けては、経済成長と労働参加を進めるとともに、基礎年金の給付水準を引き上げるために、厚生年金の適用拡大や加入期間の延長等の対策が必要である

1. はじめに

2020年度の「夫婦世帯の標準的な年金額」は22.1万円である。夫婦世帯の標準的な年金額とは、夫が男性の平均的な収入（平均標準報酬¹43.9万円）で40年間就業した場合に受け取り始める時点（65歳）の年金額（以下、同じ）であり、夫の老齢厚生年金（以下、厚生年金）と夫婦2人分の老齢基礎年金（以下、基礎年金²）の合計である。内訳は、夫の厚生年金が9.0万円、基礎年金がそれぞれ6.5万円である。男性の平均手取り収入に対する夫婦の年金額の比率である「所得代替率³」では62%である⁴。なお、妻に厚生年金の加入期間があれば、それに応じて妻には厚生年金が支給される。

年金額は賃金や物価が上昇するとそれに応じて増額されるが、現在は、年金額の伸びを調整する（賃金や物価が上昇するほど年金額を増額させない）ことで、給付を抑制する仕組みである「マクロ経済スライド」が導入されている。この給付の抑制は、現役世代の減少率と平均余命の伸びを勘案して行われる⁵。マクロ経済スライドによる年金給付水準の抑制は、財政検証⁶において、年金財政が長期にわたって均衡すると見込まれるまで行われる。

直近の2019年の財政検証では、6つの経済前提に基づき、将来の年金給付水準の見通しが示された。6つの経済前提の内訳は、①経済成長と労働参加が進むケースとしてケースⅠ～Ⅲ、②経済成長と労働参加が一定程度進むケースとしてケースⅣ～Ⅴ、③経済成長と労働参加が進まないケースとしてケースⅥである。

将来の年金給付水準については、前述の夫婦世帯の所得代替率を50%以上維持することとされており、50%を下回ると見込まれる場合には、給付水準調整を終了し、給付と負担の在り方について検討を行い、所要の措置を講じるとされている。財政検証の結果をみると、将来にわたり所得代替率50%以上を維持できるのは、①経済成長と労働参加が進むケース（ケースⅠ～Ⅲ）のみである。②同一定程度進むケース（ケースⅣ～Ⅴ）では、2040年代半ばに所得代替率が50%となり、仮に、年金財政の

バランスがとれるまで給付水準の調整を進めると将来の所得代替率が40%台に低下する見通しが示された。また、③経済成長と労働参加が進まないケース（ケースVI）では、2052年度に年金積立金がなくなり、保険料と国庫負担で賄うことができる所得代替率は36%～38%程度であることが示された（図表1）⁷。

財政検証による経済前提は図表1の通りである。近年の物価上昇率や賃金上昇率の水準と比較すると、経済前提が高いとの指摘がある。そこで、以下では、②経済成長と労働参加が一定程度進むケースのうち、経済前提が低い方のケースVの財政検証の結果をもとに、所得代替率が50%を下回っても年金財政のバランスが取れるまで機械的に給付水準の調整を進めた場合の将来の年金額の見通しを確認することとする。いずれも40年間厚生年金に加入した場合とする⁸。

なお、経済前提が最も低いケースVIは、将来の所得代替率が36～38%まで低下する見通しであることから、給付と負担の見直しが行われ、給付の底上げが図られることが想定されるため、ここでは取り上げない。

2. 夫婦世帯の年金給付水準

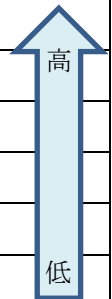
財政検証では、将来の年金額と所得代替率の見通しが示されている。以下では、将来の年金額は、水準を実感しやすいよう物価上昇率で現在価値に割り戻した実質額でみていく。

まず、前述の夫婦世帯の標準的な年金額（以下、夫婦の年金額）について、2020年度時点と財政検証のケースVにおけるマクロ経済スライドが終了した時点、すなわち給付水準の調整が終了した時点の年金額と所得代替率を比較する。

前述の通り、2020年度の夫婦の年金額は22.1万円、所得代替率は62%である。ケースVでは給付水準の調整が終了するのが2058年度となり、2058年度の年金額は20.8万円、所得代替率は45%となる⁹（図表2）。なお、厚生年金と基礎年金の給付水準の調整が終了する時期は異なり、厚生年金は2032年度、基礎年金は2058年度となる見通しである。基礎年金の給付水準の調整期間が長期化するの、国民年

図表1 2019年の財政検証結果の概要

	経済成長と労働参加	経済前提			所得代替率
		物価上昇率	賃金上昇率 (対物価)	運用利回り (対物価)	
ケースI	①進むケース	2.0%	1.6%	3.0%	51.9%
ケースII		1.6%	1.4%	2.9%	51.6%
ケースIII		1.2%	1.1%	2.9%	50.8%
ケースIV	②一定程度進むケース	1.1%	1.0%	2.1%	46.5%
ケースV		0.8%	0.8%	2.0%	44.5%
ケースVI	③進まないケース	0.5%	0.4%	0.8%	36%～38%



(注) 経済前提は2028年度までは内閣府「中長期の経済財政に関する試算」に準拠しており、ケースI～IIIは成長実現ケースに接続、ケースIV～VIはベースラインケースに接続。図表中の経済前提は2029年度以降。所得代替率が50%を下回る場合は、50%で給付水準調整を終了し、給付及び負担の在り方について検討を行い、所要の措置を講じるとされているが、図表中のケースIV～VIは年金財政のバランスが取れるまで機械的に給付水準調整を進めた場合の所得代替率。

(資料) 厚生労働省「国民年金及び厚生年金に係る財政の現況及び見通し—2019（令和元）年財政検証結果—」（2019年8月27日）より、みずほ総合研究所作成

金の財政基盤が脆弱であること等が原因である。所得代替率は現在の62%から給付水準の調整終了後には45%へ低下するものの、2058年度の年金額（物価上昇率で現在価値に割り戻した実質額）は20.8万円と、2020年度（22.1万円）より1.3万円の減少にとどまっており、それほど大幅な減少にはならない見通しである。

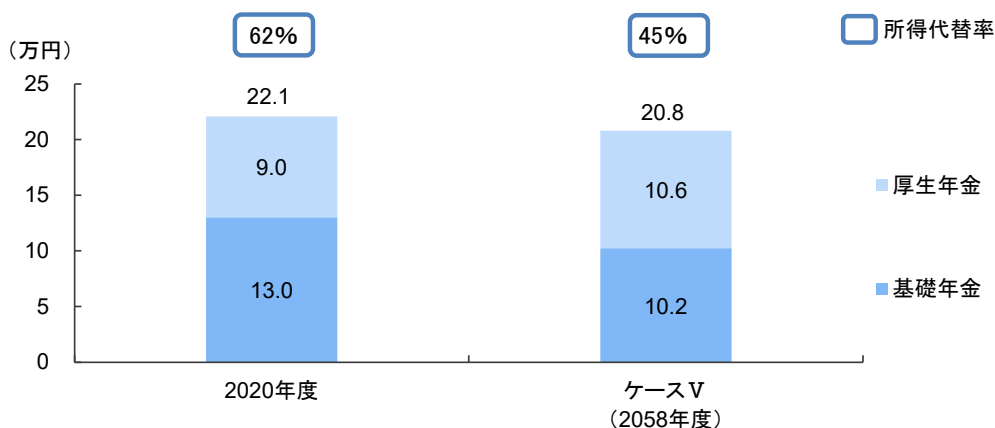
3. 1人当たりの収入別の年金給付水準

ここまで「夫婦世帯の標準的な年金額」についてみてきたが、40年間夫が会社員で妻が専業主婦の世帯はほとんどないとみられる。年金額は世帯により様々であるため、ここからは厚生年金世帯について現役時代の収入別の1人当たりの年金給付水準をみていくこととする。収入は月額換算で20万円（総報酬ベースで240万円）から80万円（同960万円）まで10万円（同120万円）ごととし、厚生年金の加入期間はいずれも40年とする。

厚生年金は報酬比例年金であるため、加入期間が同じであれば収入に応じて年金額が増える。一方、基礎年金は、加入期間に応じた定額である¹⁰。そのため、基礎年金と厚生年金の合計額でみると、収入が高いほど合計額は増えるが、所得代替率（それぞれの手取り収入に対する年金額の比率）は低下する。例えば、2020年度時点の1人当たり年金給付水準でみると、収入が月額換算20万円の年金額は10.6万円、所得代替率は65%であるが、同80万円の年金額は23.0万円と年金額は増えるが、所得代替率は35%に低下する（図表3）。

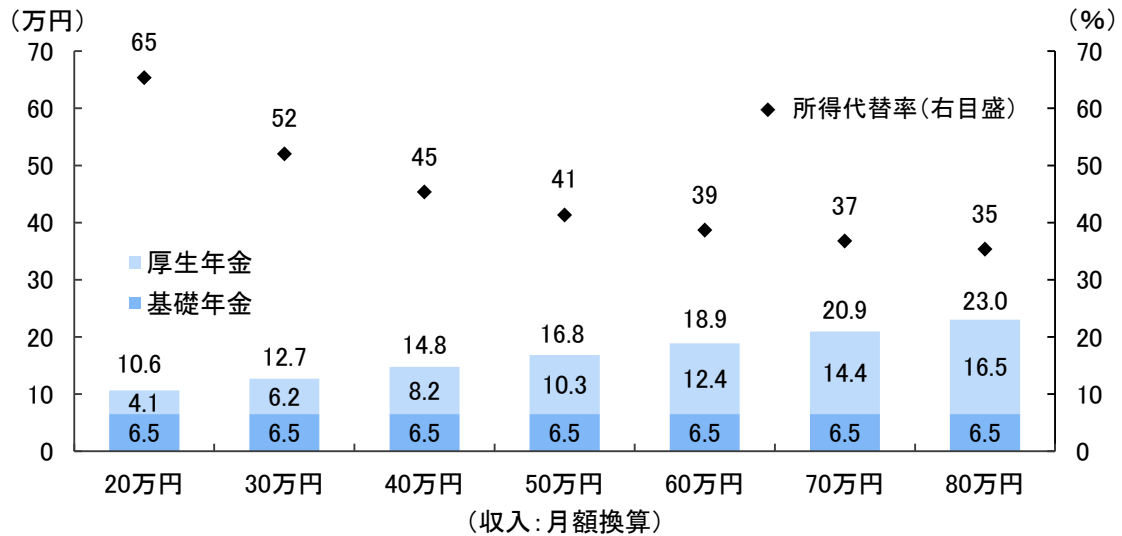
次に、財政検証のケースVの結果に基づいて、現在（2020年度）と給付水準の調整が終了する2058年度時点の年金額と所得代替率を現役時代の収入別に比較する（図表4）。基礎年金は現在の月額6.5万円から将来（2058年度）は5.1万円まで著しく低下する見通しであるが、これは収入に関わらず同様である。厚生年金は、2032年度に給付水準の調整を終えるため、その後は厚生年金の所得代替率は一定となり、2058年度時点の厚生年金の額は現在より増加する。厚生年金は報酬比例であるため、収入により増加する額は異なるが、増加率でみるといずれの収入においても一定である。

図表2 夫婦世帯の標準的な年金額（65歳時点）



(注) 1. 20歳から60歳になるまで40年間、夫が平均的な収入の会社員、妻が専業主婦の世帯。2020年度の年金額は四捨五入の関係で基礎年金と厚生年金の合計が世帯の年金額と一致しない。
 2. ケースVは、所得代替率50%を下回っても給付水準を機械的に低下させた場合。
 3. ケースVの年金額は、各時点の名目額を物価上昇率で2019年度時点に割り戻した実質額。
 (資料) 厚生労働省「国民年金及び厚生年金に係る財政の現況及び見通し—2019（令和元）年財政検証結果—」（2019年8月27日）、「令和2年度の年金額改定について」（2020年1月24日）より、みずほ総合研究所作成

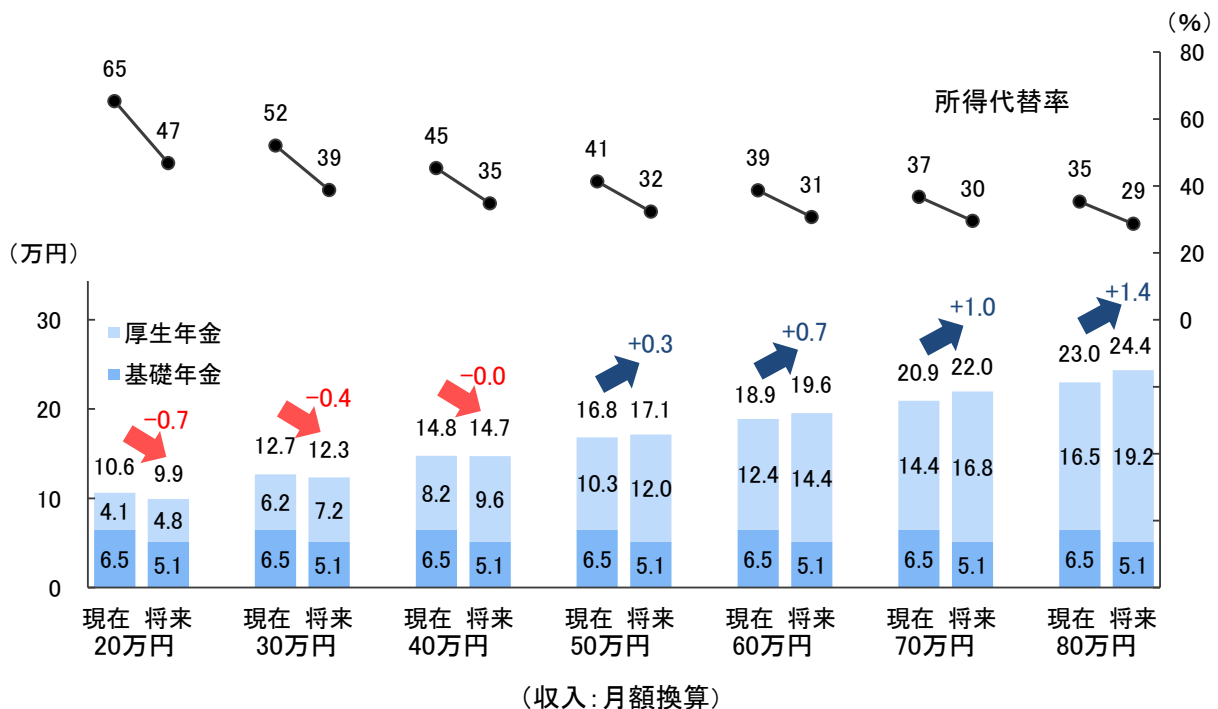
図表3 収入別の年金額と所得代替率（1人当たり、2020年度）



(注) 65歳時点。20歳から60歳になるまで40年間会社員の場合。収入は総報酬の12分の1。所得代替率は、それぞれの手取り収入に対する1人当たり年金額の比率。いずれも厚生労働省資料をもとに、みずほ総合研究所が試算したもの。四捨五入の関係で基礎年金と厚生年金の合計が年金合計額と一致しない場合がある。

(資料) 厚生労働省「国民年金及び厚生年金に係る財政の現況及び見通し—2019（令和元）年財政検証結果—」（2019年8月27日）、「令和2年度の年金額改定について」（2020年1月24日）等より、みずほ総合研究所作成

図表4 収入別の年金額と所得代替率の現在と将来の比較（1人当たり）
現在（2020年度）、将来（ケースVの2058年度）



(注) 65歳時点。20歳から60歳になるまで40年間会社員の場合。収入は総報酬の12分の1で2020年度時点。年金額は物価上昇率で現在価値に割り戻した実質額。厚生労働省資料をもとに、みずほ総合研究所が試算したもの。四捨五入の関係で基礎年金と厚生年金の合計が年金合計額と一致しない場合、将来と現在の年金合計額の差が図で示した差の額と一致しない場合がある。ケースVの2058年度の給付水準は、所得代替率50%を下回っても給付水準を機械的に低下させた場合。

(資料) 厚生労働省「国民年金及び厚生年金に係る財政の現況及び見通し—2019（令和元）年財政検証結果—」（2019年8月27日）、「令和2年度の年金額改定について」（2020年1月24日）等より、みずほ総合研究所作成

現役時代の収入別の2058年度時点の基礎年金と厚生年金の合計額をみると、収入が月額換算40万円までは現在より年金額が低下し、同50万円以上であれば現在より増額となる。これは、現役時代の収入が低いほど厚生年金と基礎年金の合計額に占める基礎年金の割合が高いため、今後の給付水準の抑制の影響を大きく受けることによる。所得代替率は収入にかかわらず低下するが、その低下幅を比較すると収入が低いほど低下幅が大きく、収入が高いほど低下幅は抑制される。例えば、収入20万円の所得代替率は現在の65%から将来は47%〜18%ポイント低下するが、収入80万円では現在の35%から将来は29%〜6%ポイントの低下にとどまる（前掲図表4）。

4. おわりに

本稿では、財政検証のケースVで所得代替率が50%を下回っても年金財政のバランスが取れるまで機械的に給付水準の調整を進めた場合の年金給付水準を確認した。この場合、基礎年金の給付水準の調整期間が2058年度までと長いため、将来の基礎年金は現在より大幅に低下する。厚生年金は現役時代の収入に比例した年金であるため、現役時代の所得格差が高齢期の年金格差につながるが、今後の基礎年金の低下が大きいと前掲図表4で見た通り、将来はさらなる年金格差を招くことになる。そこで、低所得者の年金額の落ち込みを抑制するためには、経済成長と労働参加を進めて、将来の年金財政を安定させることに加えて、政策的に基礎年金の給付水準を底上げすることが必要である。

基礎年金の給付水準を底上げするには、より幅広く厚生年金の適用拡大を進めることや、基礎年金給付算定時の保険料納付年数の上限を延長することが有効であると、財政検証により明らかにされている。

2020年6月に公布された年金制度改正法により、短時間労働者に対する厚生年金の適用拡大が一部実施されるもののまだ拡大の余地はある¹¹。次の段階では、より幅広く適用拡大を進めることが求められる。また、基礎年金給付算定時の保険料納付年数の上限（現在は20歳から60歳までの40年）の延長については2020年の改正には含まれなかったが、60歳代の就業が進んでいるなか、上限を20歳から60歳までの40年としている現状は実態に合わない。少なくとも65歳まで延長し、上限を45年とすることについては実施に向けて早急な検討が必要であろう。

¹ 賞与を含む月額換算。

² 保険料納付済期間が40年の満額の場合。

³ 公的年金の給付水準を示す指標として使用される。

⁴ 厚生労働省「令和2年度の年金額改定について」（2020年1月24日）によると、平均標準報酬は43.9万円であり、2019年の財政検証と同様に可処分所得割合を0.814として手取り収入を算出した。既裁定者の年金額は物価上昇率に応じて改定されるため、受給開始後は、物価上昇率が賃金上昇率より小さければ、その時々々の現役世代の所得に対する比率（所得代替率）は低下する。

⁵ マクロ経済スライドによる調整期間中は、賃金や物価による年金額の伸びから「スライド調整率」を差し引いて年金額が改定される。スライド調整率は、「公的年金全体の被保険者数の減少率」と「平均余命の伸びを勘案した一定率（0.3%）」で計算される。

⁶ 少なくとも5年に1度実施される。

⁷ 詳細は、堀江奈保子「財政検証から考える年金改革～厚生年金の適用拡大や労働参加の促進が重要に～」(みずほ総合研究所『みずほインサイト』2019年9月9日)を参照。

⁸ ここでは40年加入の年金額を示しているが、加入期間が10年で受給資格を得られ、年金額は加入期間（保険料納付済期間）に比例した額となる。

⁹ 調整終了後は、所得代替率は一定となり、年金額は賃金上昇に応じて増額する。

¹⁰ 保険料納付済期間に応じた定額である。保険料免除期間等があれば免除幅や免除期間等に応じて減額される。

¹¹ 一定の要件を満たす短時間労働者は、現在501人以上の企業のみが厚生年金の適用対象となっているが、改正により、2022年10月からは101人以上の企業に、2024年10月からは51人以上の企業に拡大される。51人以上の企業が対象になると、65万人程度が新たに厚生年金の対象となる見通しである。その他、2022年10月から5人以上の個人事業所についても適用業種が追加される。

●当レポートは情報提供のみを目的として作成されたものであり、取引の勧誘を目的としたものではありません。本資料は、当社が信頼できると判断した各種データに基づき作成されておりますが、その正確性、確実性を保証するものではありません。本資料のご利用に際しては、ご自身の判断にてなされますようお願い申し上げます。また、本資料に記載された内容は予告なしに変更されることもあります。なお、当社は本情報を無償でのみ提供しております。当社からの無償の情報提供をお望みにならない場合には、配信停止を希望する旨をお知らせ願います。